給与所得者等再生による再生手続開始

平成２４年（再ロ）第３号
愛知県知立市山町四組５番地１　プラチナハイツ安井Ⅱ301号
再生債務者　長野　　歩
１　決定年月日時　平成24年９月10日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年10月１日まで
４　一般異議申述期間　平成24年10月９日から平成24年10月15日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部

平成２４年（再ロ）第１号
岩手県二戸市石切所字大村101番地
再生債務者　小笠原　志
１　決定年月日時　平成24年９月11日午後１時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年10月９日まで
４　一般異議申述期間　平成24年10月23日から平成24年11月６日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（再ロ）第２号
岩手県二戸市石切所字大村101番地
再生債務者　小笠原友子
１　決定年月日時　平成24年９月11日午後１時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年10月９日まで
４　一般異議申述期間　平成24年10月23日から平成24年11月６日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（再ロ）第１００８２号
東京都品川区二葉１―８―10
再生債務者　吉村　健一
１　決定年月日時　平成24年９月10日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年10月９日まで
４　一般異議申述期間　平成24年10月22日から平成24年11月12日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再ロ）第１号
熊本県上天草市松島町合津3559番地２
再生債務者　松永　桂吾
１　決定年月日時　平成24年９月11日午前10時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年10月９日まで
４　一般異議申述期間　平成24年10月23日から平成24年10月30日まで
熊本地方裁判所天草支部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２４年（再ロ）第４４号
大阪市住吉区長居東４丁目12番８号シャトーアネックス903号、前住所鳥取県米子市三本松３丁目10番15号
再生債務者　井澤　将史（旧姓小谷）
１　意見聴取に付する再生計画案　平成24年８月30日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成24年10月９日まで
平成24年９月10日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（再ロ）第５号
広島市安佐南区沼田町大字大塚1515番地の３
再生債務者　和田　浩幸
１　意見聴取に付する再生計画案　平成24年８月31日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成24年10月９日まで
平成24年９月11日
広島地方裁判所民事第４部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２４年（再ロ）第７号
神戸市灘区楠丘町２丁目４番19号
再生債務者　明田　裕人
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年９月３日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年９月10日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２４年（再ロ）第１号
高知県南国市緑ケ丘１丁目401番地２　県営住宅W―６号
再生債務者　西村久美子
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年９月３日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年９月11日
高知地方裁判所民事部個人再生係

平成２３年（再ロ）第２号
長野県松本市寿北７丁目18番12号　ラメーラ・ＲＩＣＯ　Ａ棟202号
再生債務者　中野　泰志
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年９月４日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年９月７日　長野地方裁判所松本支部

平成２４年（再ロ）第１０００１号
茨城県筑西市幸町３丁目18番２号
再生債務者　関　　広人
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年９月７日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年９月11日　水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（再ロ）第１８号
千葉市花見川区幕張町６丁目301番地145
再生債務者　伊藤　和正
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年９月７日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年９月10日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成23年度衆議院共済組合の決算に関する公告

平成 24 年９月 20 日
東京都千代田区永田町１―７―１
衆議院共済組合

１　短期経理

貸借対照表の要旨
（平成24年３月31日現在）　（単位：千円）

借　方	金　額	貸　方	金　額
流動資産	665,352	流動負債	25,891
固定資産	―	固定負債	109,881
		剰余金	529,580
合　計	665,352	合　計	665,352

損益計算書の要旨
（自　平成23年４月１日　至　平成24年３月31日）　（単位：千円）

損　失	金　額	利　益	金　額
経常費用	1,432,785	経常収益	1,404,178
特別損失	8	特別利益	240
		当期損失金	28,375
合　計	1,432,793	合　計	1,432,793

２　業務経理

貸借対照表の要旨
（平成24年３月31日現在）　（単位：千円）

借　方	金　額	貸　方	金　額
流動資産	12,380	流動負債	1,301
固定資産	2,970	固定負債	―
		剰余金	14,049
合　計	15,350	合　計	15,350

損益計算書の要旨
（自　平成23年４月１日　至　平成24年３月31日）　（単位：千円）

損　失	金　額	利　益	金　額
経常費用	7,558	経常収益	5,152
特別損失	―	特別利益	―
		当期損失金	2,406
合　計	7,558	合　計	7,558

３　保健経理

貸借対照表の要旨
（平成24年３月31日現在）　（単位：千円）

借　方	金　額	貸　方	金　額
流動資産	54,018	流動負債	2,884
固定資産	―	固定負債	―
		剰余金	51,134
合　計	54,018	合　計	54,018